



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第05号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-29325 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

差し止め請求 (第二次) 控訴審、一回で結審 次回第5回口頭弁論は2月5日(水) / 14:30~

❖ 9月25日、第4回口頭弁論

ニュース前号の発行(8月30日)以後、いくつか動きがありました。

まずは、前号でも告知した第4回口頭弁論(損害賠償請求部分)です。予定通り、9月25日(水)に東京地裁103号法廷で開かれました。第二次訴訟(3月31日提訴)と併合された前回の弁論では、二次原告からお2人の意見陳述がありましたが、今回は弁護団による陳述のみ。

この間、弁護団からはすでに実際に行われてしまった「代替わり」儀式の違憲性をただす準備書面が出されていますが、今回も「原告第2準備書面(一連の儀式について2)」として、「即位後朝見の儀」「賢所の儀」を含む「斎田点定の儀」、「皇霊殿神殿に期日奉告の儀」等々の諸儀式について、その儀式の内容(式次第、参列者、服装など)について細かく明らかにしました。

「即位後朝見の儀」が「国事行為」であるほかは「皇室の行事」とされているものですが、いずれもきわめて宗教色の濃い儀式です。そしてこれらが、廃止されたはずの「登極令」にもとづいて、「即位の礼」「大嘗祭」を含む、一体のものとして連続的に行われる「代替わり」儀式としてあることを明らかにしました。三種の神器の「捧持」をはじめとして、これらの宗教儀式に宮内庁という国の機関に所属する公務員が関与していることは大きな問題です。

今回の弁論では、強行されてしまった「即位の礼」「大嘗祭」儀式の問題性について、「抜き穂の儀」などの問題性と合わせて、引き続き具体的に詳しく論証されていく予定になっています。

❖ 差し止め請求(第一次)、最高裁が棄却決定

何度もお知らせしているとおり、今回の訴訟は、本来ひとつであるべき訴訟を、恣意的に「差し止め請求分」と「損

害賠償請求分」とに分離し、異なる部に係属させ、別々に審理を進められてしまっているという、変則的な状態にあります。

この差し止め請求分のうち、昨年12月に提訴した第一次訴訟分は、2月5日に東京地裁で却下、4月17日に東京高裁で棄却決定と続き、最高裁に上告していましたが、10月1日、最高裁はこれも上告棄却の決定を下していました。

一方、同じく分離された第二次訴訟ですが、第一次訴訟と同様に、東京地裁は6月28日に却下の判決を下しました。原告団・弁護団はこれに対して控訴を申し立てしていました。

「即位の礼」「大嘗祭」の儀式を目前として、ただの一度も口頭弁論を開かないままに形式的に早々に決着をつけようというこの裁判所の姿勢には、「代替わり」儀式の差し止めを要求するなどケシカランといった裁判所の感覚が如実に現れているような気がしたものです。しかし東京高裁民事第7部は、口頭弁論の期日調整を伝えてきました。正直言って、弁護団も事務局も想定していなかったことでした。もちろん、第一次訴訟の差し止め請求はすでに最高裁で棄却決定がされており、また、「即位の礼」「大嘗祭」の後の弁論期日となったので、あまり期待が持てない展開ではありましたが、弁論が開かれること自体はひとつの成果であり、急遽、11月26日の口頭弁論に臨むこととなったのです。

第5回口頭弁論

2020年2月5日(水) 14時30分~

東京地方裁判所103号法廷(地下鉄霞ヶ関駅下車)
終了後、弁護士会館にて報告集会(予定)

* 傍聴券抽選が30分前頃にあると思われます。積極的な傍聴支援をお願いいたします。

◆なんのために弁論を開いたのか？

11月26日（火）の控訴審第1回口頭弁論は、午前中、東京高裁511号法廷で開かれました。裁判長は足立哲。事前の折衝で、裁判所は20分足らずの弁論時間しか認めないという態度で、本当はやる気のないことは見え見え。

まず、控訴人の天野恵一さんが意見陳述をしました。世襲君主性である天皇制の存在が、日本国憲法の主権在民原理と矛盾するばかりか、「現人神」を国の象徴とすることで政教分離原則にも違反するものであること。皇室祭祀を既成事実として積み重ねることで民主主義を死に追いやるものであることを明確に述べました（別項）。しかし、裁判長はきちんと聞くそぶりさえ示しません。

続いて吉田哲也弁護士が、本訴訟が納税者の権利のみならず、人格権に基づく差し止め請求訴訟であり、口頭弁論を開かずに却下した第一審判決が、弁論の機会すら奪った不当なものであり、関連儀式がなお続いている中で、原審の破棄・差し戻しをせよと強く要求。

最後に今後の進行について酒田芳人弁護士が、国から出された答弁書に対する反論の機会として、次回期日を要求したところ、裁判官は「合議」と称し、いったん引っ込んだと思うと、すぐに出てきて弁論継続について却下。続けて弁論終結を宣言しようとしていました。吉田弁護士が裁判官忌避の申し立てをしたのも無視し、一方的に12月24日の判決期日を指定して、奥に引っ込んでしまいました。

裁判官の忌避については、その場では結局どうなったのか、ちょっとわかりませんでした。当日夕方、裁判所から弁護士宛に正式に「忌避申し立て却下」との連絡があったので、弁護団は12月2日、最高裁宛に「裁判官忌避申し立て却下は憲法違反である」旨の特別抗告を改めて提起しました。

それにしても、高裁はいったいなんのために弁論を開いたのか？ この日の法廷はわずか10分。裁判長の態度を見れば、初めから結論を決めて、ただ形式を整えるためにだけ弁論を開いただけにすぎないことは明らかです。法廷後の報告集会では、当然にも裁判所のあまりにひどい姿勢に対する怒りの発言が続きました。司法の劣化を、否応なく見せつけました。まったく人を馬鹿にした態度であったというほかありません。

◆第5回口頭弁論は2月5日

ややもすれば無力感に陥りそうになりますが、天皇問題で司法がこうした態度を露骨に示さざるを得ないことを明らかにし得たのも、裁判闘争を行なっているからだと言えるのかもしれませんが。この訴訟の意味を法廷の中だけにとどめておくのではなく、広く訴えていきましょう。

一連の「代替わり」儀式は終わりましたが、一連の儀式を通じて積み重ねられた違憲の行為がこの社会にもたらしたものは、鋭く問い続けなければなりません。主基田に関わる儀式が行なわれた京都においても、来年早々には住民監査請求を行なうべく準備が始まっています。次回の口頭弁論の期日は2月5日（水）です。ぜひ多くの皆さんの傍聴を！

控訴人意見陳述

天野恵一

「主権在民」の原理に立った「象徴」であれ、言いかえれば天皇制という世襲の君主制を、更に存続させ続けるか否かを決定するのは主権者「国民」であるとする戦後の日本国憲法下で、政府による国家的公事としてとして二度目の「即位の礼・大嘗祭」が実施されています。

ところが、主権者である私たちは、今まで一度も、天皇制をどうするのかと政府によって問われる機会が与えられたことはありません。

大日本帝国憲法下では、第一条の「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」の原理、すなわち神々の一族天皇主権原理が支配していた社会ですから、政治的権威は最終的に神々に由来とする神権主義の社会に、人々は生かされていたわけです。しかし、戦後憲法は、この神勅・神権主義原理を否定し、「主権在民」の民主主義原理、神ではなくピープル（人々）こそ主権者であるという原理を、その原則に掲げたはずです。

そうであるにもかかわらず、政府は、神権主義下の「登極令」を事実上復活させ、「現人神」の「代替わり」儀式を、国家の全面的バックアップの下、実施し続けています。この宗教儀礼の中心に代々の「神々」と新天皇が秘やかかつ決定的に合流する「大嘗祭」なるものがあるわけです。

言うまでもありませんが、天皇という絶対神が支配する天皇主権の国家原理を否定した、戦後の人権・民主主義原理に立つ憲法の成立は、その原理と敵対する皇室令を、これには「登極令」も含まれますが、消滅に追いこみました。

この消えざるをえなかった法を政府は事実上公然と復活させ、二度目の「即位の礼・大嘗祭」を実施しているのです。どうして、こんなデタラメがまた可能となってしまうのか。

考えてみれば戦後（憲法）のスタートの時点に、この大いなる誤りの起源があると思います。国の「象徴」というまったく新しい国家の機関をつくった時、いったい誰がその象徴天皇職に、かつて「現人神」として皇室神道の生身の「御本尊」であった男を、そのままつけるなどと決めたのでしょうか。この時も、この点をめぐっても主権者は政治的に意思表示する場をまったく与えられませんでした。

「天皇制」を残すという選択を戦後憲法はしています。しかし、三代目の象徴天皇も、宮中で神あるいは神の末裔として「皇室祭祀」を持続していますが、その「現人神」一族を国の制度である「象徴」とするのは、以下のごとき立派な政教分離規定を持つ憲法の下では、許される選択では絶対なかったはずで

す。「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。／何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」（第二十条）。

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」（第八十九条）。

戦後のスタートの時から、国家は〈象徴天皇教〉を国家の政

治宗教的シンボルとして抱えこんでしまったのです。その結果、国有財産として皇室の用に供しているはずの皇居の中に、宮中三殿という皇室神道の神々の中樞をなす神殿が存在し、そこで天皇教の神々の儀礼が日々くりかえされるという国家システムがそのまま成立してしまっ

たのです。この既成事実の歴史的積みあげの結果、「即位・大嘗祭」儀礼の国家的公事としての実施もあたりまえのごとくなされているのです。

しかし、憲法の基本原理である「主権在民」という民主主義、「政教分離」原則を破壊する政治的事実がすでに大量に積みあげられてきているからといって、主権者である私たちが、その事実

に屈服したら〈民主主義〉は死にます。私は主権者の一人として、この政府の歴史的愚行を司法の力で差し止めることを要求します。

【京都から】

京都主基田抜き穂の儀 住民訴訟の展望

菱木政晴 ●即大訴訟の会原告・呼びかけ人

違憲のオンパレード（横田耕一）といわれる天皇代替わりの諸儀式に関して、その差し止めと損害賠償訴訟が東京地裁で進行中です。この私もその原告の一人です。それとは別の闘いとして、現在京都で「主基田抜き穂の儀訴訟」を計画しているのでその準備状況を簡単に報告します。

主基田というのは、大嘗祭に使用する新穀を、亀甲を焼いて行うとされる呪術によって、生産する地域を皇居を中心に東西二つの地域から選び出し、東を悠紀田、西を主基田とするものです。この主基田に京都府が「占定」されたわけ

です。占定は5月13日だったようです。30年前の前回代替わりの際に主基田に占定されたのは大分県でしたが、占定は田植えが始まる以前にあったようです。今回の占定の遅れは、生前代替わりという特殊性が反映しているのかもしれない。いずれにせよ、この主基田で行われる稲の栽培収穫は単なる農業生産ではなく、明白な宗教儀式たる大嘗祭に密接に関連する宗教儀式であり、通常は、いわゆる「御田植え祭」などを含む一貫した儀礼として行われるものです。世界的には、こうした呪術的な宗教は次第に淘汰されるのが普通ですが、近代日本においては、この呪術的宗教のアイテムをそのまま使用すると同時に、新たに「天皇」に特別な神性を付与するという「国家神道」と呼ぶべき新宗教を創設し、これを臣民の道徳（つまり、宗教ではないもの）と強弁して国民に強制しました。なので、日本

国憲法においては、この「宗教」を政教分離規定の最重要な対象（違反可能性が高い宗教）としていると考えられます。日本国憲法は、これを徹底させるためにこうした呪術的な宗教についても、信教の自由を尊重するため、これと国や地方自治体などの公的機関が関わることを厳しく禁止しています。だから、現在東京地裁で大嘗祭などへの国の関与を問題として裁判が行われています。ただ、東京で行われている訴訟は、国を相手としているため、国家賠償請求訴訟という形式をとって（とらされて）います。

ところが、主基田に関わる諸儀式については、もちろん、占定に関して等で「国」のかかわりもありますが、府知事などの地方自治体の機関が関わる可能性が高いので、この点で政教分離違反があれば、地方自治法に規定された自治体の財政支出に関する住民監査請求を行うことができ、監査結果に不服があれば、原告の精神的被害などとは無関係に訴訟に進むこともできます。私たちは、この事態を見越して、7月30日、「天皇代替わりに伴う違憲行為を監視する有志の会」を結成して、京都府知事に宛て、「政教分離をさだめる法令を遵守し、府知事をはじめとする府職員（地方公務員）に、これら即位・大嘗祭にかかわる諸儀式に関与させたり、公金を支出するなどの違法行為をしないよう厳重に注意してください。また、国（宮内省）などから関与の要請があっても、憲法遵守の観点からきっぱりとこれを断るよう行動」

するよう要望書を提出しました。さらに、府に対してこれまでの宮内庁との間で交わされた文書などの情報公開請求を行い、8月23日付で、①宮内省から府への主基地方「決定」通知、②宮内省から府への農業事業者紹介の依頼、③府から宮内省へ「京都府農協中央会」を推薦し紹介する旨の回答、④府から「京都府農協中央会」へ「宮内省に対して貴団体を推薦した」旨の通知の計四通が公開されています。

これまでのところ、府はこの警告を無視して9月23日に「主基田抜き穂の儀」への府知事参列や10月22日の大嘗祭の参列などを行ったことが確認されていますが、その具体的な態様については、さらに新たな文書公開請求を行っていかねばならないと考えています。それを踏まえて、来年早々に住民監査請求を開始するよう準備中です。ご協力のほどよろしくお願ひします。

【靖国合祀イヤです・アジアネットワーク】

靖国神社への「合祀取り消し要求行動」

吉田文枝 ●原告

靖国合祀イヤです・アジアネットワークは、2019年11月25日、第8回靖国神社への「合祀取り消し要求行動」（私たちはこの要求行動を「靖国行動」と言っています。以後「靖国行動」と言います）を行いました。第8回「靖国行動」の参加状況は以下の通りです。

「要求書」を事務局に寄せてくれた遺族：21名
合祀取り消し（霊璽簿からの名前の削除）を求めた戦没者：22名
当日、靖国神社に赴いた人：13名（靖国合祀イヤです訴訟元原告：大阪5名、沖縄1名
その他の遺族5名、支援者（東京）：2名）

靖国神社は、面談は8名、30分と制限していましたが、遺族の参加者は全国からこの日のために来ている、全員参加すると靖国神社に伝え、靖国神社側も了解して11名全員が社務所応接室に入りました。靖国神社側で対応したのは、松本総務部長、後藤総務課長の2人、今年も昨年に続いて権宮司は所用を理由に参加しませんでした。面談の最後に権宮司の不参加については抗議し、来年は必ず出席するよう強く求めました。

面談では、最初に菅原龍憲さんから靖国神社へのアジアネットワークからの抗議文の概要を伝えました。

私たちのこの「靖国行動」は、「靖国」から戦没者の尊厳を取り戻すたかひであるが、翻って、それはまた「靖国」の呪縛から自分自身を解放する闘いでもある。これまで靖国神社が「回答」と称して「当神社は信教の自由により宗教活動の自由が保障されております。合祀は自由になし得る宗教的行為であり、これによりたとえ宗教的感情により精神的苦痛が生じたとしても、合祀された遺族等に対する強制や法的に不利益生じるものではございません」という同一の文書を毎年全員に送りつけていることに抗議しまし

た。遺族は各人がそれぞれ理不尽に奪われた戦没者に対する思いやなぜ合祀取り消しを求めるのかを具体的に「要求書」に記しています。今年面談では、一人ひとり「要求書」を靖国神社に手渡して、各人が直接靖国神社に訴える形を取りました。何人かの訴えを紹介します。

富山からの参加者は「神たる『命（みこと）』として祀られることは仏教において迷いの世界に降下されることを意味し、浄土の住人たる父に対する冒瀆になり、父の安寧を乱すものである」と浄土真宗の信徒としての苦痛・苦悩を記しています。沖縄からの訴訟原告である参加者は、「叔父は徴兵されなければ行くことなどなかった南太平洋の孤島で苦役を強いられたことに無念さを感じこそすれ、祀られることを名誉であるとは決して思うことはありません。……後の世代に生きる者たちへの靖国教義の普及・教化に利用しないでください。」と合祀取り下げの理由を述べています。また、初めて参加した遺族は「靖国神社のいう信仰の自由は、私への靖国信仰の強制だ。許せない」と強く抗議しました。

合祀イヤです訴訟原告の西山誠一さんは今年の年賀状に「人殺す 奴隷にされて 働きし 罪の報いか 靖国の檻」という歌を書いたと言い、靖国神社が天皇のために戦死したものと勝手に意味づけした者のみを祀っている事に抗議し、祀るのなら歴史上の全ての戦争、全世界の戦争での戦没者を祀るように靖国教義を変えろと靖国神社に迫りました。

11人の遺族1人ひとりからの訴えを靖国神社はどのように聴いたでしょうか。戦没者は1人ひとり、それを想う遺族も1人ひとりです。どの遺族からも「天皇のために死んだ英霊」とひとくくりにする靖国神社に対する怒りが静かに語られました。そして、「合祀をすぐに取り消せ」と強く求めました。続いて、全国の遺族から預かった「合祀取り消し要求書」に抗議声明を添えて靖国神社に手渡しまし

た。

最後に、質問書を手渡し、誠実に回答するように申し入れ、特に、もし自衛隊員が戦死した場合の靖国神社の対応について改めて質問しました。靖国神社の今回の回答は「靖国神社には規則があり、その中に自衛隊は入っていない。仮定の話には答えられない。今の段階では判断できない」ということでした。

●抗議声明

靖国神社御中

2019年11月25日

靖国合祀イヤです・アジアネットワーク

2006年8月11日、大阪地裁に提訴された「靖国合祀取り消し訴訟」は、最高裁の「上告棄却」をもって終息した。最高裁は2011年11月30日、私たちの上告を棄却し、大阪高裁での不当判決を確定させた。

この「上告棄却」は、最高裁が訴訟にまったく向き合うことのない「上告不受理」というものであった。つまり最高裁が高裁判決をただ追認することで、最高裁自らが「合祀」という靖国のもつ本質的な問題に一切触れようとしないままで判断を下したという無惨なものであった。

「上告棄却」の翌年の2012年5月21日、私たち原告団は靖国神社へ靖国合祀取り消しを求める抗議行動を開始することになった。この「靖国行動」は、私たち原告にとっては、「靖国」から戦没者の尊厳を取り戻すたかひではあるが、翻って、それはまた「靖国」の呪縛から自分自身を解放するたかひでもある。

今年(2019年)の靖国行動は11月25日、第8回目となる。今回も原告団以外に15名の遺族が私たちに「合祀取り消し要求書」を託してくれた。理不尽にも失われた命に思いを寄せ、その死を悼む遺族一人ひとりの思いを込めた文書を添えて、靖国神社に提出する。

しかし遺族の声は何ら聞き届けられることもなく、毎回すべて同じ内容の、にべもない一片の回答書がそれぞれの遺族に送られてくる。

合祀取り消し要求書に対し回答の件

標記の件 当神社は信教の自由により宗教活動の自由が保障されております。したがって、当神社の合祀は自由になし得る宗教行為であり、これによりたとえ宗教的感情により精神的苦痛が生じたとしても、合祀された遺族等に対する強制や法的に不利益が生じるものではございません。よって貴殿の要求には添いかねますので、ご回答申し上げます。以上

靖国神社社務所

なんと空疎な文面であろうか。それはあたかも戦没者たちをひとくくりにして「英霊」という虚像に仕立て上げ、一人ひとりの人間の存在を抹殺している靖国神社の実態を映し出すかのようである。

この靖国神社の回答文書は、遺族の請求を全て棄却した大阪高裁判決にそのまま倣ったものであることは一目瞭然である。

戦後、旧厚生省が未合祀の戦没者の合祀資格や合祀手順を定め、合祀者を決定し、合祀を前提に靖国神社に戦没者名簿を送り続けた。このように国の主導のもとに行われた事実に対して、大阪高裁判決は「靖国神社の行う合祀という宗教行為そのものを援助、助長し、これに影響を与える行為を行った」として、日本国憲法が規定する政教分離に違反すると明確に認定した。

「国による合祀への関与を憲法違反と積極的に認めた初の司法判断！」とメディアはこぞって報道した。しかし、その内容はじつに酷薄さがきわだつものであった。

それは「国に政教分離原則に違反する行為があったとしても、戦没者の合祀自体は、靖国神社が行なうもので、靖国神社の自律的な宗教行為であるというべき」であり、「靖国神社も私的な宗教団体であって、個人と同様、信教の自由、宗教活動の自由が等しく保障されている」として、私たちが求める無断合祀の取り消しは遺族の権利ではないと否定した。そしてあろうことか国の憲法違反行為によってのみなしえた靖国神社による無断合祀を靖国神社の信教の自由だとして擁護したのである。

このような転倒した判断が示されることは、「人権の砦」であるべき司法の存立基盤を裁判官自らが放擲したものとわづらざるをえない。

この「上告棄却」のもつ意味の重大さは、今後靖国神社の自主的判断において、遺族の意思を無視して戦没者を祀り続ける横行を許してしまったということである。

さらに判決は、靖国神社の合祀行為と国の行為を切り離れたうえで、合祀行為には違法性がないから、国の共同行為性について判断する必要はないと断じた。これはまったく逆転している。これほどまでに政教分離原則が矮小化されたことを私たちはほかに知らない。

国の違法行為によって合祀を可能にしたのであれば、靖国神社の合祀行為は当然のように違法であり無効なものとして、裁判所は靖国神社にあらためて遺族の合意を求めるなど、原告の信教の自由を優先させるべき判断をしなければならぬはずである。

国の違法行為を認定しながら、「遺族の信教の自由が侵害され、その法的利益が侵害されたということもできない」として、国の責任も靖国神社の責任も認めないというものである。

このようなことがどうして罷り通るのだろうか。国が憲法違反を犯して、なお国の責任を不問とするならば、国民

の人権の救済はいったいどこにあるというのか。

しかし、靖国神社の合祀は国の不法行為によるものであるという事実は白日の下に晒け出された。戦後、靖国神社は一宗教法人になって以降新たに200万人以上の戦没者を祀った。原告たちの肉親はほとんど戦後に合祀されている。国の関与がなかったら、合祀という事態も成立しえなかったといわねばならない。「靖国神社の合祀行為は自律的な宗教行為」といかに詭弁を弄しても、国が「合祀事務」の通達を出して、国の強力な関与のもとに合祀がなされたことは厳然たる事実である。

●声明

靖国神社秋季例大祭での首相の真榊奉納、閣僚の参拝に抗議します。

即位の礼・大嘗祭違憲訴訟の会一同
2019年10月25日

安倍晋三首相は、靖国神社秋季例大祭にて、10月17日に「内閣総理大臣 安倍晋三」の名前で真榊を奉納し、同日、閣僚である衛藤晟一内閣府特命担当大臣は、同神社に参拝をしました。また18日に「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の98名の議員が同神社を参拝を行い、その中に高市早苗総務相もおりました。閣僚の参拝は、2017年4月の高市早苗総務相が参拝して以来のことです。これらの行為は、憲法尊重擁護義務を課せられた国政の代表者として明白な政教分離原則違反の行為であり、私たち「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟の会」は、これらの首相閣僚の憲法違反行為に厳重に抗議します。

衛藤晟一内閣府特命大臣は、18日の記者会見にて「私の立場として行ったということを最初から言っている。」と語ったとのこと。閣僚の在任期間中は、いつでも閣僚としての立場を背負っている存在であり、「私人として」と都合良く言えば「私人」となるというものではありません。報道から記者会見を受けるのも閣僚だからであり、いついかなる時においても行った言動は、首相・閣僚としての言動という重みを持つものです。

また衛藤大臣は「外交上の影響を及ぼすこととは考えていない。」と述べたとのこと。同参拝は、靖国神社が遊就館等に展示している侵略行為を自衛行為であったかのように歪められた歴史観に同意していることを国内外に対して宣言している行為に等しく、北東アジアに与える悪影響は甚大なものです。それを「考えていない」と平然と述べることで浅はかなことであり、閣僚としての自覚と見識を著しく欠いている行為と言わざるを得ません。中国外務省は「靖国神社は侵略戦争の象徴」として抗議し、韓国外務省は報道官論評で「過去に対し謙虚な反省を行動で示すときにこそ、未来志向的な韓日関係の発展に寄与する」と指摘して、今回の言動が信頼を失う不誠実な行為であったことを明らかにしています。

また、高市早苗総務相は記者団に対して「1人の国民と

5年にわたる訴訟は最高裁の「上告棄却」をもって終わった。この屈辱的な判決の不条理をどう切り崩していくのか、なお私たちに突きつけられた課題である。私たち原告の靖国へのたたかいは終わらない。それは遺族として逃れようもなく、「合祀取り消し」が実現するまでは終止符を打つわけにはいかないのである。私たちの内面を守るたたかいは、微塵もゆるぎはしなかったこの国の精神風土の中に、新たな精神的状況を切り拓くものであることを確信している。

して参拝した。どの国でも国策に殉じた方に敬意を表し、感謝の気持ちをささげるのは普通になされている」と語ったとのこと。沖縄においても、日本が植民地統治をした朝鮮半島においても、当人が望まなくても日本国民として戦争協力を強いられた事実を思う時、「国策に殉じた方に敬意を表し、感謝の気持ちをささげるのは普通」とは言い難いことです。「戦争協力者」として親族が靖国神社に祀られることに痛みと悲しみを覚えて合祀取下げを求める遺族らが多数存在している事実を顧みず、あたかもそう考えることが「普通」と主張することは、国政の代表者として許しがたい言動と言わざるを得ません。

私たちは、首相・閣僚の参拝や真榊奉納に対して、厳重に抗議し、二度とかかる行為を行わないよう強くここに求めます。

活動日誌 (6月 - 8月)

- 9月10日(月) 弁護団会議／弁護団+事務局学習会
- 9月21日(土) 浜松「代替わり」集会で事務局の報告
- 9月25日(水) 損害賠償請求分第4回口頭弁論(東京地裁103号法廷)、報告集会(弁護士会館)
- 10月1日(火) 第一次差し止め分上告審、最高裁棄却決定
- 10月7日(月) 弁護団会議
- 10月17日(木) 第7回事務局会議
- 10月25日(金) 声明「靖国神社秋季例大祭での首相の真榊奉納、閣僚の参拝に抗議します」を発表
- 10月31日(木) 弁護団会議
- 11月18日(月) 弁護団会議
- 11月26日(火) 第二次差し止め分控訴審第1回口頭弁論(東京高裁511号法廷)、報告集会(弁護士会館)
- 11月30日(土) 神奈川平和遺族会公開学習会で弁護団の木村弁護士が報告
- 12月2日(月) 第二次差し止め分控訴審裁判長忌避却下に対する特別抗告状提出
- 12月18日(水) 弁護団会議
- 12月19日(木) ニュース05号発送、第8回事務局会議